

インフルエンザは、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。
医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、インフルエンザの症状が回復し、登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「インフルエンザ治癒報告書」に必要事項を記入して、園へ提出してください。

インフルエンザ治癒報告書（保護者記入）

令和 年 月 日

ふたばこども園 園長 殿

組 園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け「インフルエンザ（疑いを含む）」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

- 診断名 インフルエンザ（A型・B型）
※型がわかっている場合は、該当するものに○をつけてください。
- 初診日（インフルエンザと診断された日） 初診日：令和 年 月 日（ ）
- 発症日（発熱した日または診断のきっかけとなった症状が見られた日）
発症日：令和 年 月 日（ ）
- 解熱日（丸一日平熱となった日） 解熱日：令和 年 月 日（ ）
- 登園の基準による登園可能日
または医師から登園を認められた日 令和 年 月 日（ ）
- 受診した医療機関名 医療機関名

【登園の基準】

※発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した翌日から登園できます。

※ただし、解熱した後3日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には登園できません。